

## 児童手当の制度改正（拡充）と新しく対象となる方へ申請のお願い

○令和6年10月から児童手当の制度が以下のように改正（拡充）されます。

### 変更点1：支給対象の拡大

現在の中学卒業までから高校卒業までに延長されます。これにより、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで手当が支給されます。

### 変更点2：所得制限の撤廃

これまで所得制限があったため一部の家庭には支給されていませんでしたが、**今後は全員に支給**されるようになります。

### 変更点3：第3子加算の延長

子どもとして数える期間が高校生までから「22歳の年度末」までに延長され、第1子が高校を卒業しても第3子の加算が受けられるようになります。

### 変更点4：支給額の変更

	現状		拡充後	
3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～ 小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	所得制限なし
高校生年代	なし		10,000円	
特例給付	所得制限以上5,000円 所得限度額を超過した場合 支給なし		所得制限なし	

### 変更点5：支給回数の変更

現在は年3回の支給ですが、隔月（偶数月）の年6回になります。  
なお、令和6年12月分の支給分から変更されます。

## ○制度改正に伴い新しく対象となる方へ申請のお願い

これまで所得限度額超過により支給されなかった方や高校生のみの世帯等、新たに支給対象となる世帯の方に9月中に申請書等を発送します。

なお、申請する方により申請期限が異なります。書類が届きましたら申請期限をご確認の上期限内に申請してください。

※ 支給対象者が公務員の場合、直接職場へお問い合わせください。